

議案第39号

みよし市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年5月17日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の期末手当の支給割合の引下げ等を行うため必要があるからである。

## みよし市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後のみよし市職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「改正後の給与条例」という。）第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及びみよし市職員の給与に関する条例（以下この条において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（みよし市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三好町条例第1号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項又はみよし市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成31年みよし市条例第2号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例又はみよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年三好町条例第54号）の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ

れ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 改正後の給与条例第20条第2項に規定する特定管理職員（次号イにおいて「特定管理職員」という。） 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

みよし市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4以下 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4以下 略</p>